

## 大阪市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A (No. 1)

### 介護予防ケアマネジメント

NO	質問	回答
1	平成29年3月末時点で「要支援」の認定を受けているが、介護予防訪問介護のサービスを利用していない方が、平成29年4月から新たに訪問型サービスの利用を開始する場合、制度移行前から既にサービス利用されている方として介護予防型訪問サービスの利用ができるか。	介護予防型訪問サービスの利用対象者は、「(新しい総合事業への移行前から)既に介護予防訪問介護を利用している方」又は「新たにサービス利用される方のうち、認知機能やコミュニケーション能力に課題がある又は身体介護が必要な状態等により訪問介護員によるサービス提供が必要な方」としています。 したがって、「平成29年3月末時点で要支援認定は受けているが介護予防訪問介護を利用していない方」については、振分のスキームにより介護予防型訪問サービスが必要か、生活援助型訪問サービスが適当かを確認していただくこととなります。
2	介護予防型訪問サービスの利用対象者として「既に介護予防訪問介護を利用している方」とされているが、これは、新しい総合事業を開始する平成29年4月1日の前日である平成29年3月31日時点で介護予防訪問介護を利用している方ということか。	お見込みのとおり
3	平成29年3月末時点では、介護予防訪問介護のサービス利用を休止している方で、それ以前は介護予防訪問介護を利用していた方は、「既に介護予防訪問介護を利用している方」に当てはまると考えてよいか。	お見込みのとおり
4	平成29年3月まで「要介護」で訪問介護を利用していた方が、4月の認定更新で「要支援」となった場合であっても、「既に介護予防訪問介護を利用している方」と同様であると考え介護予防型訪問サービスの利用が可能の方と考えてよいか。	お見込みのとおり
5	「要支援者」で介護予防訪問介護として生活援助のみのサービス提供を受けている方は、平成29年4月以降は生活援助型訪問サービスの利用に変更しなければならないのか。	制度移行前から既に介護予防訪問介護を利用している方については、サービス内容に関わらず、平成29年4月の総合事業への移行後においても引き続き、介護予防型訪問サービスの利用が可能です。
6	総合事業の介護予防ケアマネジメント及び初回のみケアマネジメントは、従来の介護予防支援のような指定事業者としてではなく、大阪市からの委託事業として実施することとなるのか。	お見込みのとおり
7	介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分けについては、地域包括支援センターが実施するのか、それとも、一部委託を受けている居宅介護支援事業所が実施するのか。	介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分けの仕組みについては、介護予防ケアマネジメント業務において、介護予防型訪問サービスの利用が必要な利用者の状態像の確認のプロセスを標準化するための仕組みであるため、振分のスキームによる確認は、本市から介護予防ケアマネジメント業務を受託する地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントとして実施するものです。 なお、居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント業務の一部委託を受ける場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員も地域包括支援センターからの指示に従い振分のスキームによる確認を行うこととなります。